

なお、これを予算項目により、国立公園関係と国民公園関係別に分類すれば左の通りである。

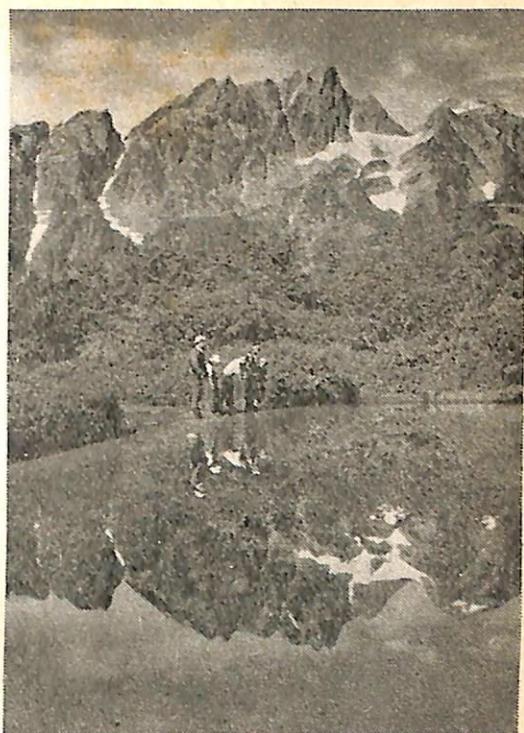
厚生事務官	厚生技官	雇員	人	計	備考
一六人	一五人	二〇人	二十四人	七五人	
國立公園	厚生事務官	厚生技官	雇員	人	計
國民公園	一三人	九人	技术務	人	
	三人	六人	八人	二人	
		三人	巡視	二十四人	
			二〇人	三四人	

不充分ながら、中央の機構は一応これでよいとしても、地方機構が甚だ貧弱である。都道府県には便宜計画課・觀光課・林務課・総務課・商工課等種々の主務課があつて、地方費で専任又は兼任の職員が、国立公園事務を所管している。日本では、国立公園の土地関係が不徹底で、国立公園の本来の土地というものがなく、各種産業地が含まれており、道路・河川・港湾等については、それぞれの主管部局があるので、県の他課との交渉が多いから、県に主務課があり、県費でも公園施設の一部をやつて貰うには便利であるが、一方一つの公園が数県に跨るような場合には、統制がとれないので不便なこともあります。第一県は地方的な利害から、国立公園の運営を左右するような傾向も考えられるので、これはどこまでも便宜主義から來ている制度と見なければならぬ。ゆくゆくはアメリカのような本省直属の地方管理機関が出来るのが本格的なものといえるであろう。

次に国立公園の保護と利用とは、国立公園運営上の二大目的であつて、保護は国立公園の本質からいつて、基本的なもので、利用は国立公園の自然が傷つけられない範囲で、即ち保護が犯されない限度で許容されるべきである。保護と利用とは対立するのではなくて、保護されることを妨げてまでも、利用されてはならない。従つてまず完全に保護す

るためには絶対に現状を変更しない建前がとられるが、それには程度があつて、公園であるからには、民衆が立ち入つて利用することを考慮しなければならぬ。それが自然保護区域と国立公園との相違である。保護といつても、それは広狭の差はあるにしても、利用のための保護である。幸いにして、国立公園は区域も拡大であるから、地域により利用の程度と方法とを区別することが考えられる。それは都市計画の地域制 Zoning System のようなものを採用することである。これはアメリカでも考えられているし、他の国でも同様である。若しその土地が全部国立公園のために専用される国有地であれば、それは管理者だけで勝手に極めて置けばよいのである。ところがわが国のように、土地が国有林であつたり、民有地であると、そう簡単にはゆかない。然しけれで土地の所有者や管理者の意見を聞いたのでは、国立公園の保護は全うされない。そこでこのような場合には、法律によつて権利の制限をする必要が起る。その権限が厚生大臣に与えられているわけである。即ち国立公園法第二條を見ると、保護に関する統制をするために予めその区域を定めて、特別地域（第八條）とか特別保護地区（第八條ノ二）としたりする計画を決定する権限が与えられており、又隨時に一定の行為を禁止したり、制限したり、或は必要な措置を命じたりすることが出来るようになっている。（第九條）この法第九條の根拠により、現在では普通地域内にかなり広い範囲の行為につき、行為者は予め厚生大臣に届け出るよう規定されているが、（国立公園法施行規則第二十一條）その他ではこの強力な制限を濫用するようなことのないよう当局は自肅している。又国立公園内には学術又は教育上貴重な史跡名勝天然記念物が存在することも稀ではないが、こんな場合には国立公園法と文化財保護法と二つの法律が重つて適用されるので、少しも不都合ではなく、却つてその保護は強化されるわけである。同様にして森林法（保安林の規定）砂防法、河川法等も同一の土地で国立公園法と重なる場合があるが、これも多くは支障はない。

さてここで国立公園の保護につき、重大な「産業か風致か」の問題が起ることを説明して置こう。由来日本は人口稠密で、国土は狭く、地形は急峻であるから、食糧生産のために、世界一集約な農業を經營している有様で、殊に戦後の日本は人口は増加したのに、領土は狭められて、食糧についてはもはや自給自足は望めなくなつた。それでも出来るだけ増産しようというので、頗る強力な農地法が施行されて、開拓により景勝地を犯している場合が多く、

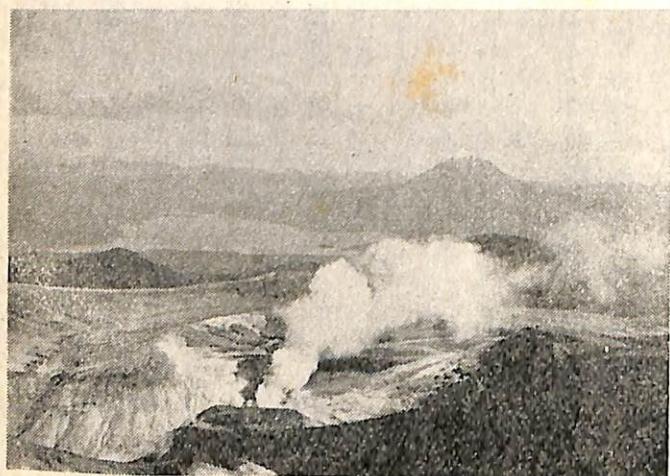


仙人池にうつる八ツ峯（立山）

国立公園区域内でもその例があつて、国立公園当局を悩ましてゐるが、結局日本はイギリスのように工業国として立たねばならぬ。食糧は輸入して工業製品を輸出するといふのである。ところがそれには石炭が十分でないでの、水力電気による電力を考慮しなければならぬ。幸にして国土の地形や気候に恵まれて、その水力資源は頗る豊富である。これまで随分開発されているが、まだまだ二・三倍位にすることは出来る。そこで有利な地點を物色して見ると、それが国立公園の方で虎の児のように大切にしている地方と競合するようになる。この問題は戦前から各地で始つて、国立公園当局や風景愛護者と電気当局や電気事業会社との間に、大変な争いが起されて來た。それが今日では一層ひどくなつたわけである。新聞や雑誌やラジオや講演会やで、論争の要点は社会一般に知れ渡つていると思われるが、ここで国立公園側に立つて、国民殊に電気当局者に対して望みたい点は、水力発電の地点には、まだまだ余裕が沢山ある。これに引きかえて風景の方では、これまで差し出すべきものは出し尽し、尾瀬原とか黒部峡谷上流とか、北山川とか、学術上或は風致上それに、ある種類の型のものを代表して傑出する最後のものであつて、真にかけ替のない国宝的な存在である。これを永遠に失うことは、将来世界の文化国家として立とうとする日本にとつては、重大な損失であれば、相談の仕様もあるが、他にいくらでも代案はある。つきつめたことを言えば、それでは尾瀬も黒部も北山川

も犠牲にしてしまつたら、それでもう日本の電力事情に不安はなくなるかと反問したいのである。発電用のダムにしても年々土砂で埋つて、だんだん命数はつきようとしているものもある。昔は石炭の埋蔵量を測つて将来の動力源のことを中心とした時代もあつたが、その後水力が発明された。現代の科学は新らしいエネルギーを別の方面から又工夫するに相違ない。でなければ世界の工業生産は行きつまるからである。従つて貴重な振り替のつかない風景の命をば、なるだけ延ばして置きたいのである。こうした主張が、今日国立公園に関心をもつ者の切なる要請であるが、さてこれを国民はどう判断するか、それは結局日本文化の水準を試すパロメータである。この問題を行政技術的に考へると、水力電気工事のためにには、国立公園内に道路、軌道、索道、送電線、ダム、発電所その他付帯建造物を造るのであるから、電力局は国立公園部と協議をしなければならぬし、それが特別地域であれば、工事を執行する電力会社は工事につき厚生省の許可を得なくてはならぬので、厚生大臣がこれを許可しなければ、実現しないわけであるが、こうした重大な案件になると、国立公園法などをば顧慮しないで、政治的に解決してしまう虞がある。乱暴な話であるが、そうした可能性がないとはいえない。

水力発電の問題について屢々重大問題をひき起すのは鉱業である。殊にかなり豊富な資源をもつ日本の硫黄の鉱床が景勝の火山地方にあって、ここにも産業か風致かの問題をひき起すことが多い。これは阿寒・日光・中部山岳・阿蘇・霧島のような日本が世界に誇る火山地方で、しかもその景勝の中心部で採掘が行われるので、その原始性と景観の森厳とを全く破壊し、製錬による煙害で、地方一帯の森林景観を



雄阿寒岳頂上の展望

壊滅するため、結果は重大であるが、こんな場合にも国立公園法の精神が踏みにじられてしもう場合が少くない。風景保護による国民の利益は、金銭には見積られないが、産業による生産は金銭上の数字で説明されるので、まことに不利な解決が下される場合が多いのである。しかしこれは独り日本だけの社会現象ではなく、凡そ文化の低い国では、いつもそうである。そこで近年ニネスコと緊密な連絡のある国際自然保護連合 IUPN が生れて、世界各国でのこのような不幸な事件を防止することになり、最近日本の国立公園協会もこれに参加することとなつたわけである。又近頃国土総合開発ということが流行するようであるが、これはミシシッピ河の上流テネシー渓谷で実施され、広大な地域に亘つて、水力発電・交通・開拓・工業それに観光まで取入れて総合技術的開発を行つて成功した TVA などの例を引合に出して、産業開発と観光とはよく協調しうるというものであるが、これも所によることで、テネシーのようないわば大陸的な荒原地方であれば、人造湖であつても、沙漠の荒涼とした景観を引立てるであろうが、その方法を奥日光のような景勝地にあてはめて、尾瀬原が一大湖水になり、発電も出来、鉱工業や農林業が促進されれば、こんなよいことはないではないかといふ者もあるが、アメリカでは、決してヨセミテ峡谷やグランドキャニオン国立公園の中で、こうした企画をたてる者は一人もない。かかる問題を討議するために各方面の学識経験者や各行政官府の代表者が膝を交えて語り合うことは必要であるが、観光方面をいつも無視しないようにしないと、片輪なものが出来上ることになる。日本の観光資源は偉大な天然資源であるからである。

転じて国立公園の利用方面について、政策上重要な問題をとりあげて見よう。国立公園計画は国立公園の利用上必要な統制と施設とを計画することになつてゐる。道路・広場・苑地・運動場・野営場・宿舎その他の施設の計画から各種の国立公園事業が生れて来る。そしてその事業は原則としては、行政官庁がこれを執行する。(法、第三條、第四條)しかし公共団体がこれを執行しようとする時には、厚生大臣の承認をうればよいことになつてゐる。もし私人でこれを執行しようと思えば、厚生大臣の特許を受けければよい。要するに国立公園計画にとりあげられるような施設は、すべて公共性のあるものに限られていて、これを実現することが、国立公園を単なる自然保護区域ではなく、一般に利用される公園とする根本條件であつて、原則としては国がやるべきことなのであるが、地方の事情では都道府

県や市町村その他公益団体や營利会社にも代行してもらうという趣旨である。しかし国立公園計画に現われていないものは、国立公園事業とはなり得ない。そんな事業の施設は、特別地域では第八條による許可、普通地域では施行規則第二十一條によつて届出をして着手することが出来るのである。

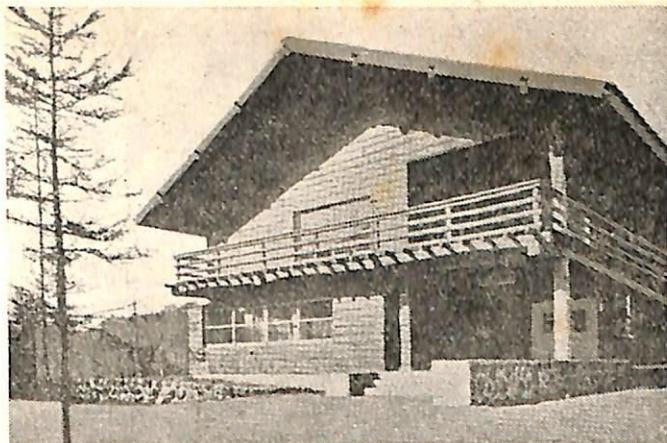
この点、アメリカではさきに述べたように、施設の種類により、国立公園局の直接執行するものと、特許会社にやらせるものと二つの場合しかなく、しかも最近では国の執行する分野を拡げてゐるわけである。日本では土地所有関係から、そうはゆかない事情がある。これはいたし方がない。しかしせめては、国立公園内でも利用の拠点となるべき集団施設地区のようなものは、国立公園当局が自由に管理出来るようになつたいとのことで、法施行令第十四條には「国有林野中國立公園ノ施設ノ敷地及其ノ附屬地ヲ包容スル集団施設地区並ニ國立公園事業上必要ナル自動車道路ノ敷地」は厚生大臣の管理に移すこととなつており、現にこれにつき林野庁と交渉中であつて、近く実現するものと認められる。又国有林野中で森林施業の全く出来ない高山植物帶や荒蕪地のようなもので、特別保護地区に指定される國が買收するか地上権を設定する外ないが、しかし集団施設地区を設定して、その地方を國費で開発しようというのであれば、土地所有者の寄附を期待することも可能であろう。とにかく厚生省が国立公園の一部でも重要な所を所有しなければ、施設は行われないし、保護や利用の統制も出来ないのであつて、この種の土地が少しでも拡がるようにならなくては、眞の国立公園の実現は望まれない。

国立公園施設のうちで、道路港湾のような交通運輸施設は、それぞれ建設省や運輸省の方でやることになつておあり、特殊な觀光道路とか、一般歩道は林道のようなものを除き、これは厚生省でやる。埠頭棧橋のようなものも同様である。ホテル宿舎についても、国立公園事業として考えられるが、元來國立公園では環境にふさわしい野趣のある生活が奨励されるので、都會のホテルのようなものではなく、ロッジとかコテージとかバンガローといったような様式のものが好ましく、更にキャビン、キャンプといつたもの或はヒュッテとか山小屋のようなものが望ましいのである。箱根や日光のような位置には、リゾート・ホテルもあつてよい。ホテルは主として民営であるが、これを監督したり助

成したりするのは、主として運輸省で、その他の宿舎は厚生省又は公共団体や私人でこれを経営するので、必要に応じては国立公園事業として厚生省で助成したりすることも考えられる。こうした宿泊施設をば国営とするがよいか民営とするがよいかは、一長一短があつて、なかなか結論が出ない。国立公園のような位置では、なかなか採算がとれない。従つて料金が高くなつて、大衆性がなくなる。出来れば國立民営とするのがよい。山小屋・キャビン・キャンプ等は国営民営双方あつてよいと思われる。特に外人向きの宿舎が必要かどうかは、やはり場所によると思われる。ホテルや旅館では特に外人にも不都合のない施設をもつた内外人用のものを造つて置くのがよい。外人専用で経営の甘くゆくものは少いからである。

又山小屋やヒュッテのようなものになると、衛生的でさえあれば、同一型式のもので、外人にも間に合うのである。要するに国立公園の宿舎では、外客のために、それほど心配する必要はないといつてもよいであらう。休養運動施設についても、登山・ハイキング・スキー・釣魚、舟遊等、すべて内外人共通で不都合はない。ただ温泉場の施設では、外国婦人のためには、共同浴場だけでは困るが、この頃は家族風呂もあつて、この点もさしたることはあるまい。ダンス場のことなどもよく出る問題であるが、自然の靈感を享受しようといふ国立公園では、原則としてはそうした都會的なものは寧ろない方がよい。ゴルフ場なども同様で、アメリカの国立公園にもゴルフ場はあまり見られない。殊に限られた日程で来遊する観光客のためには、全く無用である。ただリゾート・ホテルにはありたいと思う。

思うに日本の国立公園にはアメリカ風の原始公園 Primeval Park といふものが極めて少い。強いて云えば、阿寒・大雪山・十和田湖・磐梯



日光龍頭山の家

朝日・日光・上信越高原・中部山岳位のもので、この原始型 Primitive class のものこそ国立公園であるが、州立公園その他の景勝地休養地は、多少人為の加つた景観地 Modified class とか、或は開発された景観地 Developed class とか、いつて区別され、そこには野営場、ピクニック場、運動場、リゾート・ホテルなども認められる。日本の国立公園は多くはこの開発された種類に属し、面積は広くとも原始型のものでないから、そこに施設されるものは、多少手加減されてもよいであろう。例えば箱根や瀬戸内海には、アメリカの国立公園では禁止されているが、ケーブルカーがあつてもよいということになろう。

近時わが国では国立公園その他各地に観光会社が統出し、中には経営困難で倒れたものもあるが、こうした組織で国立公園の施設を総合的に経営するのは、独占事業の弊害を伴わない限り、有利な点が少くない。資本が大きくて施設費に投じうる経費が十分であるから、よいものが出来る。又宿舎経営で赤字を出しても、乗物の方でこれを補う、施設に連絡経営が行われるので、利用者にも便利であるなど利点と考えられる。小さな売店が軒を並べるような不体裁がないだけでもよい。利用季節の短かい山地の交通宿泊施設の経営を政府で助成するとか、貨物や一般乗客のない航路の汽船を助成するとか、民間の事業を育成することは、大いに考慮してよいと思われる。

以上国立公園の保護と利用とに關係して、制度や政策につき重要な点を解説したが、これでも判る通り、日本の国立公園は厚生省が主管するけれども、種々の面で、建設省・運輸省・農林省・文部省・通商産業省等の所管事務と交渉があるので、国立公園法に規定されている事項を中心にして、厚生省と各省との間に「国立公園法運用に関する協議取極」があつて、事務が円滑に処理されるようにしてある。これは多くは各省間の権限に関する消極的な面が主となつてゐるが、更に一步をすすめて、積極的に協力出来る態勢を整える必要がある。そして現在では全日本観光連盟の賛入りで、厚生・運輸・建設・文部の四省の部課長を中心に、毎月懇談しているが、これなども有意義のように見える。

凡そ観光事業は頗る広汎な行政事務に関連するので、これを一つの省で所管するのは、困難である。国立公園も一つの観光対象であり、観光事業にとり込まれるわけである。都市のうちにも観光都市がある。道路にも観光道路が

あり、文化財も観光対象となる。こうした事情であるから、観光客を運んだり、宿泊させたり、案内したり、或は内外に観光地を宣伝したりすることだけが観光事業ではない。そこで観光行政の窓口を一つにするために、内閣に観光院といつたようなものを設置して、各省に亘る事務を統一するのがよいという意見も出るが、内閣の観光院では、地方に手足がないという難点もあつて、これはまだ実現しない。そこでせめては関係各省の代表者と民間の学識経営者で組織される審議会を内閣に設置して、内閣總理大臣の諮問に応えたり進言したり、各省大臣に勧告したりするようすればよいというので、内閣観光事業審議会が設けられ、委員には学識経験者、幹事には関係各者の関係局長その他関係の学識経験者を任命して、この複雑な行政事務の連絡調整にあたることとしてある。ところがその決議された事項が、どれ位各省の観光行政に反映しているかという点になると、まだまだ物足らぬものがあつて、今後一層の活躍が希望されている。

さて国立公園そのものの行政についても、国立公園をどの程度に拡充すべきであるか、箇所の選定、区域の拡張等については、最近殊に識者の間に批判の声をきくようになつた。既設のもののうちにも問題があるという意見も出ている。結局国立公園の選定標準を低下させないようにする要望がその主流となつてゐる。この標準は始め調査会で作成され、その後改正の上、表現の仕方を多少変えてゐるが、これだけで見ると、アメリカ等のそれに比べても遜色のない完備したものであるが、これが解釈なり運用なりにつき、どんなにでも加減が出来る。結局は行政当局や国立公園審議会等の態度によるのである。又最近国立公園法の規定の一部を国立公園以外の風景地に準用しうることになつて、（国立公園法第十一條ノ二）国定公園というものが、佐渡弥彦・琵琶湖・耶馬日田英彦山の三カ所に設置されたが、この種のものをどの程度に増設するか、国定公園は準国立公園ともいわれるものであるが、これをどの程度に局限するか、国立公園の選定にもれたもので、箇所面積等を限定したのにし、国が相当立ち入つてこれを監督して助成するものとするか、或はこれは地方的利用を主とするもので、地方公園の性格のものであるから、これが設定経営等も知事に任せて、地方自治的な行政とするか、それにより箇所や面積等も極められるわけであつて、地方公園のうちで當造物として完全な管理権のないもの、即ち国立公園の場合のように区域を決定して、そのうちに民有地なども

広く含めるようなものとするか、又同様な事情のものであれば、小面積のものにまで及ぼして行くか、といったような根本問題につき、まだ当局の意見も決定していないのである。若しか限定された範囲のものにするとすれば、地方公園のうちで、国立公園に準するほど重要なもので、かなり広大なものとなる。その選定の標準を決定しなければならぬが、それには地方住民大多数の利用者を主としてその一部には全国民を含む程度のものとするのが、筋も通り、簡明な標準となる。その場合にはその利用が一地方に限られ、しかも小面積のものを第三の階級のものにするといつた風に、結局三種類に区分される。それは恰度アメリカの National Park, State Park, County Park の三階級とするのと似たものになる。この場合第二類の管理者は知事であつて、これに対しても、多少国の助成を考慮するものとし、第三類の管理者は知事又は市町村長とし、その費用は管理者の負担とするといつたよ的な区別をするのが妥当ではないかと思う。ただ問題は、第二類第三類の自然公園に対しても国立公園法の第八條、第八條ノ三の規定を適用して、私権の制限をしてよいかどうか、この点を一応検討する必要があろう。しかしこのような準用規定で、地方公園を設定するよりも、始めから地方公園法とするか、或は更に国立公園法を包含して、**自然公園法**という新規の法律を制定する等の案もあるわけである。いずれにしても自然公園に対して、この種の風景保護の制度を拡げることとは刻下の急務である。

このような自然公園が出来れば、次にこれとは別に、なお他に自然公園類型のものが観念されるようである。

その一つは、従来の營造物としての公園で、管理者が土地を所有し、或は地上権を設定していく、自然公園の法的措置を講じなくとも、公園の保護は全うされるもの、こんな公園は強いて自然公園とする必要はない。これまで県・市・区・町村立公園といわれているならば、そのままでよい。又国有保護林のように、国有地で農林省所管の自然公園に準ずるような制度のものがあれば、これも特に自然公園に指定する必要もあるまい。要するに単なる名目や看板のために指定するのではない。又国費で助成する点であれば、県立公園でも、その必要が認られるならば、それも別個に考慮されてよいのではないか。地方公園は、国立に比べて、景観が劣つてゐるから、利用価値が低いと思うならば、これは大きな誤解である。国立公園は近くにあるものでも都市からかなり遠ざかつており、しかもその大多

数は遠く離れた位置にあつても、一生に一度は訪れたいという所で、それには宿りがけでかなりの旅費を準備してからねば、利用出来ないので、国民一人一人が毎年利用することを期待するわけでもない。これに反して地方公園は日帰りでも往復され、地方人にとっては近づき易く利用され易い公園であるから、人口稠密地方にあるものは、国立公園よりも却つて利用効率は高く、年間利用者数も多い場合が少くない。又その利用方法もかなり異り、国立公園とは違つた性格の休養地であつて、この二つがあつて始めて、国民の野外休養生活は完全なものとなる。又地方公園では景観の標準は、地方の景観的條件により、定められるべきで、全国を通じての標準というものをそれほど劃一的にする必要もない。しかしその地方に於ける配分計画については、あらゆる地方住民を満足させるように配置されることが、正当な要求となる。こうして国立公園と地方公園とはそれぞれ独立した土地計画の基礎の上に立つて選定されてよい。しかし国立公園の一部が地方公園の代位となりうる場合は考えられる。このように国立公園と地方公園とは別個の性格をもつ自然公園であるからこの両者を統合して、一つの自然公園体系を構成せしむるよう、国は国土計画的見地に立つて計画しなくてはならぬ。若し又自然公園と他の自然公園とを連絡して利用せしむるようなことが望ましい場合等を考えるならば、このことは更に重要な要請となつて来るであろう。

国立公園と地方公園とを一つの体系として、その箇所、面積、配置に関する合理的な基準というものがあるかどうか、これについては都市公園緑地のように明確な數字的な基準を示すことは極めて困難である。この種の施設の整備しているアメリカなどの例をとつて、参考資料とするのは意義あることであるが、国民生活の様式や水準の著しく異なることを考えると、これもあまり当てにならない。これを多少理論的に講究したものに田村剛著「国土計画と健民地」があるが、これも実用上の参考とするに足る程度のものと解すべきであろう。

国立公園の箇所と面積とをどれ位まで拡げるべきかは、国立公園の選定標準による限り、理論的には自ら国土の自然條件によつて決められるわけであるが、實際では多分に、地方の人口密度、土地所有關係、経済力、交通條件等を參照して決定されるので、厳密にいうことは困難であるが、国立公園の数は現在數が若干増加され、面積は一箇所五十五万陌として、総面積二〇〇万陌前後、うち特別地域は一箇所三一一〇万陌程度といつたところが妥当な見通し

としてよいであろう。地方公園の標準量についても、的確な数字をあげることは困難であるが、自然景観を維持し、自然公園にふさわしい利用方法を容れるとすれば、一箇所少くとも數十陌以上、なるべくは数百陌以上で、大きい方には制限はない。中庸のもの平均一、〇〇〇—三、〇〇〇陌位が適度ではあるまいか。そして一府県三カ所とすれば六、〇〇〇陌位となるわけで、全国では二〇一三〇万陌といつた数字となるであろう。

最後にわが国には、國民公園の制度がある。これは厚生省所管の皇居外苑・京都御苑・新宿御苑の三つである。これは一都市の住民が利用する広場や苑地と異り、全國民の享用するものとして、國が管理する根拠があつて設定されたものと解せられる。この外にも國の管理に屬する苑地に文部省所管の白金自然教育園のようなものがあり、今後もこの種のものが増加することもありえようが、それほど多く期待されるものでもない。

この項を終るにあたつて、昭和二六年六月厚生省國立公園部の策定した國立公園整備運営要綱の全貌を紹介して置こう。

一、國立公園の指定

國立公園選定標準に照らし、速かに厳正な調査研究を遂げて、國立公園の指定を行うと共に、既指定の國立公園については、再検討をし、区域の改変等を行い、國立公園の体系を整備する。

二、國立公園計画の決定と施設の整備

國立公園全部の計画は昭和二七年度までに決定し、これに基く事業で、國立公園の保護と利用上差当り整備すべき施設、事業主体事業年度等を定め、昭和二七年度以降五カ年計画を立て、その整備を図る。

三、國立公園の管理

(1) 集団施設地区等國立公園の利用上、特に必要な土地で、国有地は、これを厚生省に移管し、国有地以外のものは、必要に応じ買収するとか地上権を設定するとかして、国や地方公共団体が使用しうるよう措置する。
(2) 施設の整備、利用者の増加に伴い、自然景観の保護、施設の管理、利用者の指導等のために、各國立公園毎に必要な管理機構を整備する。

四、國立公園に関する資料の整備

各国立公園につき、自然景観と人文景観に関する科学的調査を昭和二七年までに一応完了する。

五、国立公園の利用促進

国立公園に対する国民の認識を深め、関係官庁・団体等と提携して、保健・休養・教化等の利用を促す。

六、国定公園については、すべて国立公園に準じて行うものとする。

これに基き、厚生省は国立公園及国定公園計画中二カ年間に実施するものを予定しているが、そのうち、昭和二六年八月現在、既に決定告示済のものに日光・富士箱根・瀬戸内海(拡張部を除く)・雲仙・霧島がある。更に国立公園整備五ヵ年計画に要する工費の概算は八十三億三千万円で、うち厚生省所管国庫補助対象事業は十六億九千万円、他省所管(主として車道)のものは五十二億五千万円、国庫補助外事業費は十三億九千万円である。これによると、厚生省所管の国庫補助額は一ヵ年一億六千万円位であるから、公共事業費その他で毎年四億円程度の国庫補助を計上すれば、五ヵ年間に一応全部の国立公園施設は整備するわけで、大して実施困難な問題とは考えられない。因に昭和二六年度の国立公園部の予算は、国立公園等の運営に必要な経費三七、四七六、〇〇〇円で、このうち国立公園の分は二三、九六〇、〇〇〇円、他は国民公園の維持管理に必要な経費一三、二三〇、〇〇〇円と、温泉法施行に必要な経費二八六、〇〇〇円であつて、国民公園の予算に比べて国立公園の予算がいかに僅少であり、いかに閑却されているかがよく判る。又国立公園部の職員中國立公園に従事する者は事務官一三、技官九、事務雇九、技術雇八であつて、国民公園の方は事務官三、技官六、事務雇三、園丁二〇等となつてゐる。次に都道府県の国立公園・国定公園その他景勝地等の主管部は土木部が最も多く、他は林務部・総務部・農林部・経済部・商工部・民生部等で、主管課は計画課又は都市計画課が最も多く、次いで観光課で、これは次第に増加の傾向にある。主管課としては課長以下主事・技師等かなり整備しているものもあるが、技師外一、二名程度の係員のものがすくなくない。

三 日本風景と国立公園

欧亜大陸の東辺、東支那海と日本海とを隔てて、世界最大の大洋である太平洋に直面して北緯二十九度から四十五度四〇分に至る南北一、六〇〇糠の間に、弓形を描いて羅列する九州・四国・本州・北海道の四つの大島と、これに附属する数千の小島嶼とでなりたつ日本列島は、地図でこれを眺めただけでも、非凡な風景国だと一応うなずかれるのである。しかしこれを科学的に説明することは、なかなか容易な術ではない。伊能忠敬のように、全国隈なく踏査して日本全國を完成したような人でも、風景のことは何も云つてはいなかつたようである。その他俳人や画家や、かなり広く旅行した人でも、地誌的に名所を拾う程度であつた。国土の総合的な美しさを抽出するためには、広く歩くことがもとより必要だが、風景を構成する要素、即ち地理・地形・地質・気象・動植物等に関する学と、産業・交通・都邑・史跡・建造物等人文に関する知識とを総合して、国土の景観を科学的に究明し、審美的に批評することが要求され、しかもその旅行の経験と景観に関する知識とは、広く内外に及んでいなくてはならぬ。こうしたことによく一人の人に期待することは、勿論不可能である。嘗て博識の旅行家である志賀重昂は「日本風景論」を著わして、この困難な問題につき先鞭をつけたが、もとよりそれは完璧なものではなく、後の多くの学究により、補修された点が頗る多い。それは関係の諸科学が進歩したことや、旅行の範囲が拡げられたことや、景観利用の方法が新たに開拓されたこと等によるのである。そしてその間、外人の日本風景観により、反省させられたことをも見逃してはならない。

日本列島は、地質時代に於てはアジア大陸と陸統きであつたこともあり、第四紀に入つて、今日のような列島となつた。いわば一続きの一大褶曲山脈で、その頭部を海上に露わしているものといわれ、しかも環太平洋火山帯に当るので、火山の活動は激しく、地塊運動による陸地の昇降は頻繁で、その地形は複雑な断層により、いくつもの地形区に分かれ、風雨による侵蝕も著るしく行われて、世界稀に見る変化に富んだ地形を呈している。島嶼の大きさに比べると、

山地は高峻で中年期の渓谷や海岸が多くて、平地に乏しく、非凡な景観を至る処に展開している。その気候は概ね温帶に属し、比較的温和なのを特徴とするが、しかし日本の気候はモンスーン型に属し、六、七月の梅雨と九月の颶風とはかなり激しいものがあり、年降水量は大きいので、地形に対する侵蝕がはげしいばかりでなく、その湿润な気候は植物の繁生を促し、渓谷や湖水や瀑布等に豊かな水を供給して、各種水景の美しい点では、世界に冠絶するものといわれる。殊に日本の植生を美化しくする理由の一つは、氷河時代の影響を蒙ることが少く、植物の種類が頗る豊富であり、しかも景観上好ましいものが多くて、国土を美化しく装つてることも注意せられる。又日本の気候は温帶の特色として四季の別がはつきりしているばかりでなく、一日中の気象の変化も著るしく、風雨、雲霧、雪霜等が变幻極まりなく、それが風景を美化する現象は、海外では見られないところである。更に日本の歴史はかなり古く、しかも島嶼に拠つて、他の民族に犯されることがなかつたので、固有の文化はよく保育せられて、異色ある社寺・史蹟・遺跡・建造物・聚落等を止めて、よくその自然景観の添景として、これを引立ててゐるのである。民族は繁殖力が大きくなり、人口稠密であつたから、狭い平地を中心にして海に臨み山を繞らして都邑を建設し、やがて山地を開拓し、耕して天に到るの觀を呈し、農地は頗る集約に耕作されている。又海岸地方では、古來漁業が盛大で、親潮寒流と黒潮暖流とに乗つて集散する魚類の種類は多く、また頗る豊産で、漁舟の発着に便利な港湾もよく発達してゐるので、漁業に従事する人々も多く、従つて漁港や漁村もよく発達しており、大陸や南方島嶼国との貿易も古代より行われ、貿易港として発展した都市も多く見られる。鉱工業は近時遽かに発展し、工業都市として重要なものが現われて、東洋の工業国を現出しようとしている。こうして国土の人文的要素も頗る多彩で、人文景観の支配する領域は、決して狭少ではない。

こうして日本国土の自然景観と人文景観とは共に多種多様で、しかも両者がよく融合して美しい偕調を為しているのは、日本風景の特徴の最も著しい面である。日本の農山漁村は森林や丘陵や河川や湖海に接し、それぞれの地形・地物に適応して、いかにも平和な生活環境を楽しんでいる情景は、そのままに絵や詩のようであるが、都市にしても京都や奈良ばかりではない。函館・盛岡・仙台・水戸・東京・甲府・静岡・新潟・金沢・松本・長野・岐阜・関西で

は姫路・岡山・広島・山口・松江・高松・高知・福岡・長崎・熊本・宮崎・鹿児島といつたように、大都市にしても、それぞれ地形に順応した街区を構えて、個性豊かな絵画的な都会を構成している。中小都市に至つては、尙更のこととて、海に臨む尾ノ道、川による日田・人吉のように、そのまま觀光地であり、写真や絵画の題材となつてゐるのである。日本は至る處風景が美しいから、更めて国立公園などというものはいらないという説の起るにも一理ある位である。殊に外客の眼に映る日本は、異国情緒に溢れていて、一層興味深く眺められ、日本は美しいと歎称するのである。しかしこの美しい国土の風景にも、アクセントがあり、特にその精粹といわれるものがあつて、古来景勝地が選び出されて名所となつてゐたのである。近年景勝地に対する国民の要望が変つて、特に自然研究やレクリエーションや、或はインスピレーションを探求するようになり、その貴重な景観をば、永く維持し保存すると共に、進んではこれ内外人の利用に供して、觀光資源としても活用しようというので、国立公園運動となつて來たのである。

従つて国立公園は、この山や海を覆うて普遍する景勝のうちから、人文により破壊されていない特殊な景観、それは産業の発達につれて、日に月に侵略されつつある自然的乃至原始的景勝で、學術上重要な価値をもつばかりではなく、物質的機械的生活を余儀なくされて身心共に不健全な環境にある多数の国民に対して、自然の憩いの場所を提供し、自然を觀察し、觀照し、日常体験し難い大自然のインスピレーションを享受させようとする場所で、言葉通り生活を更新させる即ちレクリエート（更生）させる機縁ともなるようなものでなくてはならぬ。このような使命を果すための国立公園としては、嚴重な選定標準といつたような條件が研究される必要があるわけである。そこで国立公園の選定標準について説明する必要がある。

国立公園選定の第一條件は、わが国の風景を代表するに足り、利用者に日常体験し難い感銘を与えるような自然の大風景地であることとしてあつて、これを更に分析的に(一)同一型式の風景の中傑出してゐること (二)自然の風景地で地域が広大であること (三)景観が雄大であるか変化に富んで美しいことの三つとしてある。このうちで(一)は最も重要な條件であるから、これを少し詳しく述べよう。自然風景は實に多種多様で、同一のものはないのであるが、これを地形・地質・気象・生物等の面から幾つかの型式 Type に類別することが出来る。このうちで地貌を決定する地形・

地質は最も根本的なもので、これにより風景の大分類を試み、これに気象や生物の型式を加味して、合理的に整理するといつた方法をとる。地形の方からの大分類としては、山地と平地と海岸とに分たれるが、日本には平地が乏しく、関東平野や石狩平野などが、やや平地らしいものであるが、大陸的なものは勿論なく、その風景も優れたものがなく、霞ヶ浦のような平地湖もあるが、景観としては疑問がある。従つて日本では山地と海岸とを検討するので足りる。山地の方は原始的又は自然的景観に富んでいて、国立公園として問題になるものが多く、各国の国立公園も大部分が山地のものである。しかし海岸島嶼の景観にも自然的又は原始的なものがないわけではないので、これもよく検討されねばならぬ。山地の型式を大きく分類するには、地質により堆積岩（水成岩）類と花崗岩類と火山岩類との三つとするのが一般である。この辺で日本の国立公園を検討すると、火山国日本として当然の結果であろうが、火山の地形に属するものが頗る多く、阿寒・支笏洞爺・十和田・富士箱根・大山・阿蘇・雲仙・霧島の八カ所は火山のみの地形であつて、これだけで既に国立公園の半数を占めている。その他火山の地形を主とし、花崗岩又は堆積岩系統の地形を伴うものには、大雪山・磐梯朝日・上信越高原・日光があり、その一部に火山を伴つて、それが重要な要素となつてゐるものとしては、中部山岳と瀬戸内海とがあり、結局火山岩以外の地形が基調となつてゐるものとしては、秩父多摩・伊勢志摩・吉野熊野が残るだけで、これは堆積岩類に属するわけである。それでは花崗岩類が基調となるものは、どこかといえば、磐梯朝日と中部山岳と瀬戸内海とである。そして又三種類の岩石を併せて特徴のあるものは、磐梯朝日・日光・中部山岳・瀬戸内海である。そして又三種類の岩石を併せて特徴のあるものは、火山国であるために、その風景が美しいということは真実であるが、一方堆積岩類や花崗岩類の型式に属するものが、まだほかに物色されてもよいような気がする。

さて一口に山地といつても、単峯があり、連峯があり、又その標高が違ひ、山峯・渓谷・湖沼・高原・瀑布といつたようく、各種の地形要素もあつて、中には湖水を主題とするものがあり、或は溪谷が基調となるものがあるといつたふうに、様々な型式のものとなる。火山で単峯が主題となるものには富士箱根や大山があり、火山陥没地形のものには阿寒・支笏洞爺・十和田・阿蘇がある。群状火山としては大雪山・十和田（八甲田山）・磐梯朝日（吾妻連

峯）・上信越高原・日光・阿蘇（久住山糞）・雲仙・霧島等がある。更に火山の型式には富士山の錐状火山、大山の鐘状火山、月山の楯状火山、屋島のメーサ（熔岩台地）といつたような別もあつて、それぞれ景観を異にするわけである。こうして世界的な火山国日本は、このようにして各種の火山型式を網羅して誇りとなつてゐるが、同時に屈斜路カルデラや阿蘇カルデラや十和田カルデラのように、世界に傑出する雄大な地形をもつものがあり、錐状火山として世界の名山と謳われる富士山のようなものもある。一方堆積岩類の方では、褶曲山地と断層山地といつたように成因により分類されるが、これも多くは複合的なものが多く、その局部により成因をよく説明する場合に、景観としても優れたものになる。由来日本の山地は島国のことであるから、大陸に見られるような雄大な山地はなく、標高もさほど大きいとはいわれない。ヒマラヤ・アンデス・ロッキー・アルプス等に比べると、規模の点では、それほど誇りとするものはない。しかし日本アルプスの東側とか石槌山脈の北側とかに見られる断層地形は世界的なものであり、又侵蝕による豪壮な渓谷としては黒部峡谷や層雲峡や熊野川（北山川）のようなものがあり、その豊富な水量と、これを蔽うて黒々と茂る大森林で、世界的にも美しい風景を展開している。火山地方に豊富に見られる温泉は、特に入浴を好愛する国民性からしても、わが国立公園では景観要素の一つとして取扱われてよいと思われるが、その箇所・湧出量等の大きなものは、主として関東以北と九州とに見出される。北海道の三つの国立公園はいづれもこの点で優れており、十和田・磐梯朝日（磐梯吾妻）・上信越高原・日光・富士箱根（箱根）・中部山岳・吉野熊野（熊野）・阿蘇・雲仙・霧島等にも同様に豊かである。ただ伊勢志摩・大山・瀬戸内海には温泉がなく、秩父多摩も極めて貧弱である。

さて次いで海岸地形について見るに、日本は世界屈指の海岸風景国といつても少しも賞め過ぎではない。アメリカ合衆国の海岸には大した景勝はない。フロリダ州のエヴァーラークレーズは亜熱帶性の植生と鳥類とで著われるが、地形は平凡である。その他には国立公園として選ばれるものはないようである。イタリヤを始め、地中海沿岸にも大景観はなく、イギリスにやや見るべき海岸があり、その多くが国立公園又は景勝保留地に指定されるが、それほど傑出るものではない。ただノールウェーとニュージーランドの峡湾だけが世界的な氷河の偉觀があつて、景観として傑出している。澳洲には珊瑚礁の奇観があり、南支那海では、仏領印度支那のハイフォンに近いアロン湾に堆積岩の奇勝

がある位で、火山島日本の海岸のように、変化ある海景を広く展開している国土はないといえよう。従つて古来日本の名所が海に限られたのにも、いわれがある。そして現在海岸の国立公園として伊勢志摩と吉野熊野の熊野海岸と瀬戸内海と、三つの国立公園が指定されている。伊勢志摩は堆積岩を主とするものであり、熊野海岸もこれに似ているが、流紋岩の景観が目立つており、いずれも太平洋に面し、沈降と隆起とをくり返しているので、地形上双方の特徴が見られ、第一流の海岸風景であることは認められるが、果して同一型式の海岸中で、最も傑出しているといえるかどうか。海岸地形には海峡・内海・岬角・湾澳・島嶼等の別があり、それらの地形にも砂礫海岸と岩石海岸と二つの型式があつて、前者は堆積海岸の特徴で、白砂長汀の絶景をなすもの、砂嘴・瀉湖・砂丘等の奇観を呈するものがあるが、多くは人為の影響を蒙り易く、広大な自然的景観をなすものが少い。これに對して後者は沈降海岸の特徴で、断崖・洞窟・洞門・岩礁等立体的にも変化があつて豪壮な景観で著われ、よく自然的景観を維持しているものがある。そしてこれを構成する地質を火山岩類・堆積岩類・花崗岩類等に區別すれば、その種類は頗る多く、しかも、そのいずれについても、傑出する型式の実例がわが国には見られるのである。従つて他の條件さえ満足すれば、内外に誇りうる海岸風景で、国立公園に指定されるものが物色されてよいわけである。近時佐渡弥彦が国定公園に指定されたのをきつかけにして、三陸海岸・伊豆七島・伊豆半島・渭南海岸・薩摩大隅南海岸・屋久島・天草・九十九島・五島・対馬・長門日本海岸・島根半島・懸岐・但馬・因幡海岸・若狭湾等太平洋から日本海に亘つて、多数の景勝地が、国立公園又は国定公園の候補地として注意せられるに至つた。そしてこの太平洋と日本海との海岸は、かなり顕著な二つの異つた景観型式を為すとともに、既に国立公園として指定された瀬戸内海も内海型の風景として世界に傑出するもので、中国と四国とに狭まれる多島海として特徴があり、これに類する多島海としては、小規模なものに松島や志摩の英虞湾等もあるが、更に大きなものに天草諸島・九十九島・五島・対馬等があつて、これも一つの海岸型式と見られるのである。ただ海岸地方の欠点は、後に述べるように、自然的景観が毀されていることと、土地所有関係の不利なことである。以上述べるように、風景にはいくつもの地形地質の型式があつて、すべての風景地をこれにあてはめて考えることが出来、中には同一の型式に分類される一群のものも現われるが、そのような場合には、最も傑出す

るものを持つだけ選び出すというのが、選定標準である。勿論それは単に地形だけの型式で説明されるのではなく、気象生物その他人文的要素をも加味して吟味される型式であるが、その最も重大な要素が、地形地質等地学的型式であることを留意したいのである。

次に風景型式を区分する要素として、気候がある。日本は温帯季節風型の気候を特徴とするが、これを気温・降水量その他要素により、全国を一〇の気候区に区分して、その型式の特徴を知ることが出来る。即ち伊勢志摩から熊野地方・四国南半・九州南半は、南海気候区で、年中高温で、年平均気温は一六一一八度で冬を知らず、亜熱帯性植物を見るほどで、降水量二、五〇〇—三、〇〇〇耗という多雨なのを特徴とし、瀬戸内海から北九州は瀬戸内気候区で、雨が少く、夏高温なのを特徴とし、山陰地方は九月多雨で、冬雪のあるのを特徴とする。こうして東海・中央高地・北陸・東奥羽・西奥羽・西部北海道・東部北海道といつたように一〇気候区に分けられる。気候は直接には風雨・雲霧・冰雪等景観要素として重要なばかりでなく、溪流・湖沼・瀑布等の水となり、或は冬季の積雪となつて、景観と利用とを左右するが、時として暴風となり、豪雨となつて、地貌を破壊し、或は利用を妨げる等のこともあり、四季の変化は規則的に景観推移の現象を起し、酷暑酷寒は避暑、避寒を誘うようにもなる。毎年に亘る作用としては山地の侵蝕として絶大な働きをする。又気候要素は国土の植生を支配し、動物区系にも影響し「渡り」の現象の因ともなる。

こうして温暖多雨な日本の気候型は博く生物に影響して、それぞれ地方特有の植生を現出するが、わが国の植生は既述の南海地方に於てソテツ・アコウ・ハマユウのような亜熱帯性の植物を現わし、その南部ではガジニマル・ビロウ等の分布も見られ、南国的な景観を味わせる。又年平均気温一三度あたり以南にはカシ・シヒ・タブ・クス・モチ等の常緑闊葉樹を主とし、海岸砂地にはクロマツ、山地の乾燥瘠地にはアカマツを群生して、日本的な美しい景観を展げる。北海道南半、年平均気温六度以上の地方は奥羽地方から南日本の高地に亘つて、ブナ・ナラ・トチ・シデ・カエデ・カツラ・シナノキ・ハリギリ等の落葉闊葉樹を基調として、アカマツ等を交えて、新緑と紅葉の景観を誇る。又この地帶の裸地にはよくツツジの大群落があつて美観を呈する。北海道の北半になると、平地にエゾマツ・トドマツ